

第8章 技術標準・認証

國務院は2015年8月に「標準化事業の改革深化にかかるプランの徹底実施のための行動計画（2015～2016年）の通知」（以下「行動計画の通知」）を発表し、また同年12月には、「国家標準化体系構築発展計画（2016～2020年）」を発表した。この標準化事業にかかる改革は、標準化の全体調整のための仕組みづくりのほか、①国、業界、地方のそれぞれが制定している強制的標準規格の統合と簡素化、②推奨標準規格の統廃合・重複排除などの改善と産業・技術の発展状況に適合しない標準の見直し、③学会、協会、商会、連合会といった民間の組織や産業技術連盟などの標準化団体による標準規格制定の奨励、④企業標準規格の規制緩和と活性化、⑤標準規格の国際化レベル向上、などがまとめられている。

外資企業の中国における標準化活動への公平な参加に関しては、2017年11月に「外商投資企業の中国標準化作業への参与に関する指導意見」が公布され、中国の標準化活動において外商投資企業も内資企業と同等の待遇を得るとの方針が示された。また、2019年3月15日に全人代で可決・成立した外商投資法の第15条においても外商投資企業の標準化活動への平等な参加を保障することが盛り込まれた。

新規標準化法の概要

新規標準化法では、標準の制定機関によって標準を国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準に分類している。

国家標準

国家標準とは、全国の経済、技術発展に重要な意義を有し、國務院標準化行政主管部門が批准して公布し、全国で統一的に適用する標準としている。また、国家標準は強制標準、推奨標準に分けられている。

強制国家標準

強制国家標準は、人身健康および生命財産安全、国家安全、生態環境安全および経済社会管理の基本的な需要を満たすために制定され、対象範囲内の製品やサービスなどに強制的に適用されている国家標準とされている。もし製品やサービスなどが強制国家標準に合致していない場合は製造・販売・輸入または提供・供給を行ってはならない。

強制国家標準は國務院、または國務院が授権した機関の批准後に公布される。

推奨国家標準

推奨国家標準は、基礎・通用の必要に応じて、または強

制国家標準とセットで、あるいは各種関係業界に指導的な役割を果たす必要な技術要求を満たすために制定された国家標準とされており、対象範囲の製品やサービスに強制的には適用されていない。通常、推奨国家標準は企業に強制的な拘束力がなく、企業が自主的に選択して採用するが、企業が推奨国家標準の採用を選択した場合は当該企業の製品やサービスは当該推奨国家標準の拘束を受ける。

業界標準

業界標準は、推奨国家標準が制定されておらず、関連業界範囲内で統合すべき技術的要求を満たすために制定された基準である。新規標準化法の実施前に制定された業界標準は強制標準および推奨標準があるが、新規標準化法の実施後に制定する業界標準は全て推奨標準になる。

業界標準は國務院関連行政主管部門が制定し、國務院標準化行政主管部門に届出する。

地方標準

地方標準は、地方の自然条件、風習などの特殊な技術的要求を満たすために制定される標準を指す。新規標準化法の施行前に制定された地方標準は強制標準および推奨標準があるが、新規標準化法の実施後に制定する地方標準は全て推奨標準になる。

地方標準は省、自治区、直轄市、区を設置している市（批准後）の人民政府の標準化行政主管部門が制定し、國務院標準化行政主管部門に届出し、かつ國務院標準化行政主管部門が國務院関連行政主管部門へ報告する。

団体標準

団体標準は、学会、協会、商会、連合会、産業技術連盟等の社会団体が関連市場主体と共同で、市場およびイノベーションの需要を満たすために制定する標準とされる。団体標準は、新規標準化法で新たに定められた標準であり、新規標準化法の実施前には団体標準は存在していない。

団体標準の制定については事前に行政許可を得る必要がなく、社会団体や産業技術連盟が自主的に制定して公布することができる。國務院標準化行政主管部門と國務院関連行政主管部門は共同で団体標準の制定に対してその規範化、指導、監督を行う。

企業標準

企業標準は、企業の社内で統合を必要とする技術的要求、管理的要求および業務的要求を満たすために制定される標準とされる。国家は、企業が国家標準・業界標準・地方標準より高く、競争力を有する企業標準を制定すること

を奨励するとしている。

企業標準は企業が制定し、企業の法定代表者または授権された主管責任者が承認して公布する。

中国における標準化活動における外資企業の参加

2017年11月に国家標準化管理委員会、国家発展改革委員会、商務部は連名で「外商投資企業の中国標準化作業への参加に関する指導意見」を公布した。当該指導意見では、外商投資企業（外商投資企業は、中外合弁企業、中外合作企業および外商全額出資企業であって、海外の企業またはその他の海外の経済組織が中国国内に設置した支店機構を含まない。）は中国の標準化活動に参加する場合、内資企業と同等の待遇を得るとされている。これにより外商投資企業は

- ①国家標準の起草活動と国家標準の外国語版の翻訳活動への参加、
- ②全国専門標準化技術委員会（サブ技術委員会、活動グループなどを含む）に委員または観察員として参加、
- ③ISOの関連活動への参加などが可能であると規定されている。

また、2019年3月15日に全人代で可決・成立した外商投資法の第15条においても外商投資企業の標準化活動への平等な参加を保障することが盛り込まれた。

標準に関わる特許に関する規定

国家標準化管理委員会と国家知識産権局は、2013年12月19日に「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」を制定し、2014年1月1日より施行した。これは、国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者および関連権利者の合法的權益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するための規定であるとしている。その後、当該規定の実施規則として、2014年5月1日から、推奨標準であるGB/T2003.1「標準制定の特別手続第一部分：特許に関わる標準」が施行されたところ、当該規定の今後の運用について注視していくことが重要である。

また、標準必須特許の扱いについては、最高人民法院から公表されて2016年4月1日から施行された「専利権侵害紛争事件の審理における法適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈（二）」の第24条に記載されているほか、國務院反独占委員会（当時）が2017年3月23日公表した「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン」においても検討がされている。その後、同ガイドラインの進展はないところ、国家市場監督管理総局から公表された「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定」（2019年9月1日施行）では標準必須特許に関する規定が期待されたが、独占禁止行為一般への言及に留まるものであった。引き続き、同ガイドライン策定の動向を注視する必要がある。

個別事例（情報セキュリティ・商用暗号関係）

情報セキュリティに関する法規整備

サイバー空間上の情報セキュリティに関する基本法として、2016年11月に「中国サイバーセキュリティ法」が公布され、2017年6月から施行されている。同法は、ネットワーク運営者に対するサイバー攻撃への安全保護の履行義務や、重要データの国内保存義務および国外越境時の安全評価義務などについて規定されているが、具体的な制度を構成するための下位法令が未施行の状況が続いていた。こうした中、下位弁法の一つである「サイバーセキュリティ審査弁法」が2020年4月に公布、6月より施行された。同弁法は、重要情報インフラに使用されるネットワーク製品・サービスの審査について規定するものであり、審査においては、ネットワーク製品・サービスの調達をもたらす得る国の安全へのリスクを重点的に評価するとされている。

また、2020年7月に個人情報を除くデータ（電磁データだけでなく紙媒体など非電磁データも含む）保護に関する法律として「データセキュリティ法草案」のパブリックコメントが行われ、さらに10月には個人情報保護に関する法律として「個人情報保護法草案」のパブリックコメントが行われた。これら2草案には、所謂域外適用に関する規定が設けられており、中国国内だけでなく、中国外におけるデータの取り扱いも、法律の適用範囲に含まれると規定されている。

上記の「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」の3法は、中国における情報セキュリティに関する法体系を構築する基本的な法律に位置付けられると考えられるところ、引き続き、下位法令も含めた今後の立法動向が注視される。

このほか、全国信息安全標準化委員会（TC260）より、多数のサイバーセキュリティ関連標準のパブリックコメントや、正式版の公布が行われている。

商用暗号に関する法規整備

1999年に導入された商用暗号管理条例では、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込みや使用についても申請・許可が必要とされ、また、その対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器およびソフトのみに限るとされていたものであったが、国家暗号管理局は、この商用暗号管理条例を改正すると2011年に声明を發出していたところである。この法改正の動向については、2017年4月および2019年7月に「中国暗号法草案」として2度のパブリックコメントが行われ、2019年10月に公布、2020年1月より施行された。また、2020年8月には、商用暗号管理条例修正草案のパブリックコメントが実施された。

中国暗号法においては、規定の1つとして商用暗号が位置づけられ、商用暗号製品の販売・提供に当たり、資格を有する機構による検査・認証を受けることが求められている。また、当該検査・認証について、サイバーセキュリティ法で規定される検査・認証制度の適用・制度の重複回避や、国による検査機構へのソースコード等の専有情報の開示要求の禁止が規定されている。

<建議>

標準化法改正により、強制標準の国家標準への一本化、団体標準の制定、各種標準間の整理、統廃合の取組といった制度改善に向けた進展があったことは評価できる。また、2017年11月に公布された「外商投資企業の中国標準化作業への参与に関する指導意見」（以下「外商投資企業標準化作業指導意見」）、2020年1月に施行された外商投資法第15条、2020年6月に施行された強制国家標準管理弁法第52条等において外商投資企業の標準化活動への平等な参加を保障することが盛り込まれたことは評価できるが、実態的な運用面でこの法律の精神に則った運用が保証されることを望む。

サイバーセキュリティ法に関する説明会も実施されており説明する努力は認められる。引き続き、国際的にオープンな形で透明性を高め、公平性を確保し、イノベーションを阻害しかねない制度や運用が改善されるべく、下記を要望する。

<透明性の向上、公平性の確保（※制度設計プロセスへの要望）>

- ① 国家標準の解釈や制度運用による混乱を防ぎ、認証、試験等にかかわる、さらなる手続透明性と合理化を図ることを要望する。
- ② 国家標準、業界標準などの公的標準策定プロセスにおいて、例えば会員資格、会員費用などを内資・外資で区別されることが依然見られるなど、標準工作組によって運営方法が統一されておらず透明性に欠ける。外商投資企業標準化作業指導意見が公布され外資系企業と内資企業が標準化活動で同等の待遇を得るとの方針が示されたことは高く評価するが、この方針に則った対応が徹底されるとともに、標準化活動にかかる策定・改定過程は、公開を原則とし、外国企業の標準化技術委員会や標準化策定工作組などへの参加を中国企業と同等の条件とするなど、外資系企業の参画も容易にすることで透明性と公平性を高めるよう要望する。
- ③ 強制標準や認証等の実施に当たり、企業に影響を与える規定や内部書簡、解釈、説明会の開催情報と一般的な質疑応答（FAQ）等に関する情報は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけでなく、関連する全ての機関・部門のホームページ上に即時かつ正式に公布するよう要望する。また、新規分野などについて、標準策定部門の早期明確化、提案窓口一本化に努めていただくよう要望する。
- ④ 標準の公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るよう要望する。特に強制標準については、公に誰もが入手可能となった日を起算日として、1年間ないしは2年間の猶予期間を確保すべきである。

<イノベーションの基盤として（※標準内容への要望）>

- ⑤ 一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や目標値、理想値のような高い数値設定が見受けられる。過度なスペックや、過度に詳細化した標準の策定は避けるよう要望する。技術水準や社会状況が考慮されない標準は、技術進歩や自由な競争を阻害しかねず、イノベーションを進める中国の政策の方向性にも反する。
- ⑥ 推奨標準の扱いについて、法令法規で引用されることにより強制化している懸念がある。標準作成を検討する際、事前に制度との関係が説明される仕組みの構築を要望する。

<情報セキュリティ認証制度>

- ⑦ 中国サイバーセキュリティ法を始めとするデータ関連法令に関し、その具体的な内容を定める弁法、細則、標準等は、一部を除き未制定のものや意見募集段階のものが多い。これらの制定プロセスにおいて、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度の制定や運用面での配慮を要望する。また、施行に際しては必要な事前のガイダンスの提供や十分な対応期間の確保を要望する。
- ⑧ 各制度の運用面においても、企業が法令遵守を適切に行うことができるよう、解釈の明確化、十分な準備期間の確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答および説明会の開催等、予見可能性を高める改善を要望する。
- ⑨ 個人情報や重要情報インフラデータの国境移転制限（データローカライゼーション）規制は、グローバルな企業活動を阻害する恐れがある。データの流通は信頼に基づき自由に行われることが重要であり、データセキュリティにかかわる政策は、2019年6月のG20大阪サミットで提唱された「データ・フリーフロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」のコンセプトに基づき策定されることを要望する。
- ⑩ サイバーセキュリティ法に関する規制において、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展に妨げとならないよう、また、これらのビジネスで外資系企業が不当に差別されないよう、制度設計や制度の運用に配慮されるよう要望する。
- ⑪ 中国暗号法に基づく制度運用について、1999年10月に発出した商用暗号管理条例に関する通知を尊重するとともに、同条例改正の検討に際しては手続の透明性、公正性を確保し、日本の産業界の意見に十分に配慮することを要望する。